

(案)

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター会計監査人業務仕様書

1 業務名

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター会計監査人業務

2 業務の目的

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第35条に規定する会計監査人による監査の対象ではないが、より透明性の高い病院運営を実現するため、法に定める会計監査人に関する規定に準じ、会計監査人に会計監査を委嘱するものである。

3 契約期間

契約締結日の翌日から締結日の属する事業年度の財務諸表についての法第34条第1項による市長の承認の日まで

4 業務の内容

受嘱者は、法人の会計監査人として、次の業務を行う。

- (1) 法人の財務諸表、事業報告書及び決算報告書についての監査の実施
 - ア 監査計画の作成
 - イ 期中監査
 - ウ 期末監査
 - エ 監査結果報告の作成
- (2) 監事及び内部監査担当部門との連携
- (3) 法人経営層とのコミュニケーション
- (4) 法人会計及び経営についての助言や相談対応
- (5) その他必要と認められる事項

5 監査実施体制

本監査業務の実施にあたっては、公認会計士等による監査チームを編成することとし、本監査業務全般の管理を行う業務責任者を指定することとする。

受嘱者は、契約締結後、法人が指定する日までに業務責任者及びチーム体制を報告することとする。

6 その他

- (1) 本監査業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び香取市個人情報保護条例の趣旨に従い適正かつ厳格に行うこと。
- (3) 本監査業務の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
この義務は、契約期間終了後においても継続するものとし、担当者が担当を終えた後及び退職した後においても同様とする。
- (4) 関係書類は、法令に基づき整理に努め適切に保管すること。
法人から書類等の貸与を受ける場合は、預かり証を発行し、契約期間終了時まで返還すること。
- (5) 受嘱者は、企画提案書の内容を踏まえて業務を実施すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、法人及び受嘱者双方協議のうえ、定めるものとする。